



令和2年5月議会のご報告

寒川町議会では令和2年度5月議会が5月1日に開催されました。本会議においては寒川町介護保険条例や寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正、そして新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、一人あたり10万円の特別定額給付金のための令和2年度（2020年度）一般会計補正予算案と、併せて3議案が審査され、全てが原案通りの採択となりました。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策について

5月6日現在、国や県、町で行われる支援の制度について、重要な物をご紹介します。

すべての方へ 特別定額給付金

全国民に対し所得制限なしで、一人あたり10万円が給付されます。寒川町で給付されるのは、4月27日時点で寒川町に住所を登録（住民基本台帳に記載）されている全ての方です。町では5月下旬より郵送にて申請のための案内が全世帯に送付される予定となっており、申請書を返送することで給付されます。またマイナンバーカードをお持ちの方は、既にオンラインでの申請が可能となっておりますのでご利用可能です。給付は申請書が返送されてから約2週間ほどかかると予定されています。

詳しくは寒川町ホームページ内「特別定額給付金について」
<https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/important/11760.html>
総務省ホームページ「特別定額給付金」
<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/> をご覧下さい。

また申請書には国指定の様式に基づき「給付金の受給を希望されない方はチェック欄にxを御記入ください」との記載される予定ですが、記載の通り、受給を希望される方はこの欄にはチェックをしないようにお気をつけ下さい。申請書の記載でご不安な方は、お気軽にご相談下さい。

子育て世帯の方へ 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給されている世帯に対して、児童1人につき1万円が給付されます。対象となるのは令和2年3月31日までに生まれた児童で、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。こちらについては申請は不要となり、対象の方には町から案内が送付される予定となっております。

売上げの減った事業者の方へ 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上げが大きく減少している中小企業者・小規模企業者、個人事業主の方向けに、事業継続の為に支援策として国から給付が行われる制度です。

月間の売上が前年の同月比で50%以下の減少となった場合、減少額に応じて最大で200万円の持続化給付金が給付されます。

詳しくは中小企業庁ホームページ「持続化給付金」
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/> をご覧下さい。

